

令和元年8月5日開催

第26回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、農業委員会総会を始めさせていただきたいと存じます。皆様、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、今井会長から挨拶をいただきますので、よろしく願います。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。昔は「お暑うございます。」と、よくそんなことを言っていましたけれども、あの時代から比べると随分暑い、非常に暑くなりまして、土曜日ですか、高崎まつりがありましたけれども、式典のほうに私も呼ばれたもので、暑い、暑い西日が当たって、物すごく暑い。本当に目玉焼きになるのではないかというぐらい暑くて、終わって、慌ててお店の中に飛び込んだのですけれども、私と同じようにお店の中で涼んでいたというお客さんが多かったです。

暑い、暑いといえ、来年の今ごろは東京オリンピックで盛り上がっている時期だと思います。こんな暑い夏に、また来年も同じような暑さの中でするとなると、非常に選手も大変だなと、そんなことを思うわけです。前回の東京オリンピックは10月10日で本当に涼しいときで、そのころなら選手たちもそういう涼しい中でできるけれども、本当に、今は大分暑い中であるということで選手の方も、いろいろな関係者の方も、ボランティアの方も大変だと思います。

暑いことに関してもう一つ。8月1日、先日農地パトロールの説明会がございましたが、推進委員さんを中心に農業委員さんもお手伝いしていただくということで始まっていると思います。以前は、9月、10月だったですか、農地パトロールが何でこんな前倒しになってこんな暑い時期に、無理に暑い時期にするのかなと思って。現場の人間のことを考えないで、こんなこと、8月にパトロールということで本当に大変だと思います。随分、年々増しに耕作放棄地が出て、回るところも増えてきますし、大変な仕事になるわけですけれども、こういう暑い時期ですから、くれぐれも気をつけていただきまして、昨日も安中で1人熱中症で亡くなったと。そんなことが新聞に出ていました。そうでなくも、外へ出て活動するのは本当に外出禁止にしてくださいなんて、そんなことを毎日のニュース等々いろいろ言われているわけでございます。くれぐれも暑さに気をつけて、推進委員さんに涼しい日に回っていただけたら、また、ちょっと日が陰ってから回っていただけるようにしていただきたいと思います。

また、今日は総会の後、公害対策委員会ということで、そちらの関係もありますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。確かに会長がおっしゃるとおり、とにかく暑いのでお気をつけになってください。昔は、9月、10月にしていたのですけれども、国の指導

でどうしても8月にして、9月だと枯れ始めているところで、本当に確認ができるのかという指摘がありまして、それと年度内に意向調査を必ずしろということも国から来ていまして、皆さんには本当にご無理を申し上げている訳ですけれども、事務局のほうも一緒にパトロールしますので許していただきたいと思います。

それでは、改めまして議事の進行につきましては、会長にお願いいたしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、出席委員の状況を報告させていただきます。議席番号17番、飯塚大輔委員から欠席との報告がございました。ということで、本日は24名ということで1名欠ですけれども、過半数を超えておりますので、総会は成立します。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、皆様に議事録署名委員の指名をしてよいか、お伺いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員、議席番号4番、佐藤勲委員並びに22番の吉田松代委員の両名を指名いたします。

なお、書記に事務局の関口主任主事、お願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言される際は、挙手並びに議席番号を述べてからご発言のほどをよろしくお伺いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、昭和57年10月20日、群馬県指令西農第3246号でございます。契約の内容は贈与、転用の目的は一般住宅でございまして、取消の理由につきましては、離婚により住宅を建築する計画がなくなったためとでございます。こちらの関連案件といたしまして、取り消し後の5条許可申請が提出されております。議案書は23ページ、議案第5号ナンバー33の案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約の内容は地上権でございまして、平成31年3月22日許可、高農委指令第171号。取消理由は計画の見直しを行うためと

のことでございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、次のナンバー3と議案書10ページ、議案第3号ナンバー7、ナンバー8の3条許可申請が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成31年3月22日許可、高農委指令第1725号。一時転用期間は、平成31年3月22日から令和11年3月21日までの10年間でございます。取消理由以降につきましては、先の2番と同様でございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

なければ、1号議案に関して承認してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第4条許可、転用の目的は長屋建住宅でございます。平成31年3月22日許可、高農委指令第1718号でございます。変更の理由につきましては、当初計画者が病気治療のため事業を継続することが困難になったためとのことでございます。変更後の契約につきましては使用貸借、転用目的は長屋建住宅でございます。こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました。議案書24ページ、議案第5号ナンバー37が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、転用目的は露天石材加工品展示場及び露天駐車場でございます。平成18年7月21日許可、高農委指令第26号でございます。変更の理由につきましては、経営上の理由により当初計画を実行することが困難になったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は認定こども園でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました。議案書16ページ、議案第5号ナンバー7が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年8月22日許可、高農委指令第1280号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成28年8月22日から令和元年8月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和元年8月22日から令和11年8月21日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書17ページ、議案第5号ナンバー8が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

4番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成6年6月20日許可、群馬県指令西農第1192号。変更の理由は、住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請が提出されております。議案書31ページ、議案第5号ナンバー66が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんのほうから、何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

異議がなければ承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番は、取り下げでお願いいたします。

5番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2、ナンバー3の許可取消願、また次のナンバー8が関連案件でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちらも関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページの議案第1号、ナンバー2、ナンバー3の許可取消願、また前のナンバー7が関連案件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く7件でございます。この7件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、この中で4番が取り下げということでございます。

それでは、皆様から質疑をお受けいたします。この3番の譲受人という人は、主に米麦をやっているの。この人は、耕作地も随分あるけれども。

○事務局 この方は玉村の方でして、玉村では大きく米麦をやっているのですが、あとは高崎の上滝町、玉村寄りの滝川地区でも結構大きな農地を借りて、あと利用権でも借りています。

○会長 それでは、7番、8番は、耕作、買い受けて耕作したいというので、今度、何、また。

○事務局 7番、8番につきましては、先ほどの取消願のその後の3条許可申請になるわけですが、やはり植える作物については、梅です。

○会長 梅。

○事務局 はい。この後、3条を得た後には、所有権が移転いたしますので、今度は4条で一時転用でシェアリングの申請を出されます。前回、個別にいただいた案件の場所になります。

○会長 皆さんから何かございますでしょうか。

○13 番井田委員 13 番、井田ですけれども、この3番についてちょっと二、三お聞きしたいのですけれども。実は、これは私が借りていた土地でして、地主の方が「ちょっと売買の話が出ているので、井田さん、返してもらえるかね」というので言われて、地主がそういうのではというので返したのですけれども、この総会の案件でたまに出てくるのが売買なり、賃貸で、借りた人、買った人が貸付地があった場合に、なかなか地元の法人だ、認定農家に貸しているのを返してもらえないというような案件がありますけれども、この場合に借り手の権利というのはどのくらいのものがあるのですか。

○事務局 もとの土地ということですか。

○13 番井田委員 だから、私が借りていて「地主が返してくれ」というので言って、では、「返します」と返しました。それはそれでいいのですけれども、ただ、あと、こういったときに、売買とか賃貸で借りたり、買った人が貸付地があるのが幾つか見受けられましたよね。そのときに地元の法人とか、認定農家に貸していて、返してもらえないのが困難だというようなのでやむ得ないというようなことが結構ありますよね。その場合に借り手の権利といたら、どの程度のものがあるのかということなのですから。

○会長 はい。

○事務局 ちょっと済みません。答えが的外れかもしれないのですけれども、基本的にはその小作人が、自身で小作で農地を借りているわけですから、土づくりからして、継続して農業をやっている限りは、小作人の権利を農地法では重視をしまして、小作人の同意なしで農地を返すことができないことになっております。特に賃貸借の契約の場合は、その借りている方の本人確認ができるもの。例えば免許証のコピーとか、あとは印鑑証明をつけていただいて実印を押したものを農業委員会に提出いただいております。また、小作人がちゃんと了解して解約の手続がなされていることを確認しています。また、先ほどお話のあったとおり、その3条の譲受人のほうに貸付地があるよという、農地を自分が貸してしまっている場合に、その小作人ですね。例えば、今回であれば、この3番の譲受人が、貸している農地があれば、そのまず貸している農地を返してから経営農地を増やしてくださいというのが本来なのです。よって、貸している農地に対して、もともとその借りている方が返せるか、返せないかと、そこを確認することになります。それで、小作人の方がどうしてもそちらの理由で返せないとなると、やむを得ないと判断で報告させていただいております。その確認した上でやむ得ない案件なのか、それとも単に自分が貸しているほうの理由であれば、まずそこを返してくださいという話になります。その場合においても小作人の権利というのは結構強いものというふうに認識しております。

以上です。

○会長 井田委員さん、これは何年契約だよ、それ。まだ途中で解約になった。

○13 番井田委員 6年です。途中ではなかったのですけれども、たまたま今回のちょうど

契約の更改の年で、とりあえず農林課にも申請をしまして、まだ公告の前だったので貸人さんのほうから言われて、こういう話があるのだけれどもと、地主さんが「そういうのでは、いいですよ」というので、公告前だったので一応取り下げをさせてもらったのですけれども。だから、別にどうってことはないのですけれども。ただ、どの程度の借り主に権利があるのかなとちょっと思っただけで。

○会長 ちょっと局長のほうから。

○事務局長 単純に言うと、井田さんがこの土地を借り続けたいよといえ、この売買はもうできないのです。そのくらい強いというくらいです。わかりやすく言うと、そのくらい借り手の人の力は強いですよということなので、よろしくお願いします。

○13 番井田委員 では、6年の期限が来た場合には、これは返さなくてはだめということになるのですか。

○事務局長 利用権であれば、自動的に期間が来れば契約解除ということで、契約は解約ということになりますので。その後は、もう契約は再契約しないということになれば、もうそれは売買していただいて、あるいは借り受ける人の権利はもうなくなっていますので、あるいは返すことになるかと思えます。

○13 番井田委員 では、期間中だったら強く出てもいいといえ、いいということになるのでしょうかね。

○事務局長 強い権利をお持ちということになります、利用権については。

○13 番井田委員 わかりました。あともう一点、これはどのくらいで売買されたのですか。単価的に。

○会長 わかりますかね。事務局。

○事務局 済みません、ちょっと全部の筆になるのですけれども、全部で約8反掛けるくらいですけれども……。

○13 番井田委員 8反。

○事務局 160万です。

○13 番井田委員 はい。済みません、ありがとうございました。

○会長 この件に関してはいい、事務局。

○事務局 はい。

○会長 ほかにないですか。

なければ、終了しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま農業用倉庫用地として使用していたことが判明したため是正したいという農業用倉庫2棟の申請でございまして、宅地2,543.20平米と一体利用の申請でございまして、

2番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

3番 歯科医院の増築に伴い駐車場が不足しているため隣接する申請地を使用したいとの申し出があり、その要望に応え貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございまして、雑種地337.68平米と一体利用の計画でございまして、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございまして、

4番 先代が建築した住宅と物置が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅及び物置用地の申請でございまして、

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては4件でございまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質問等ございましたらお願いします。

ないですね。ないですねと自分で言っては悪い。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー8まで、これは事前調査案件になっております。また、ナンバー1からナンバー3については、これは関連する案件でございまして、

それでは、一括してナンバー1からナンバー3まで審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

ナンバー1から3は関連案件でございまして、契約の内容以降は、同様でございましてので省略させていただきます。

1番、2番、3番 契約の内容は賃貸借、事業拡大に伴い露天資材置き場及び露天駐

車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございまして、次のナンバー 2、ナンバー 3 が関連案件でございます。

それでは、別添、農地法第 5 条許可申請ナンバー 1、2、3 審議資料をご覧ください。

1 枚目が位置図でございまして、申請地は図面右側の赤色に着色された箇所でございます。大類保育園から南東に約 300 メートルの場所に位置しております。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目、3 枚目が案内図でございまして、申請地の図面の中央赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は市街地の区域に近接しており、幹線道路や住宅に囲まれた小集団の農地であるため、農地種別につきましては第 2 種農地に該当すると思われまゝ。なお、申請地につきましては、平成 30 年 10 月に農振除外が認められた除外地でございまして。

1 枚おめくりいただきまして、4 枚目が公図の写しでございまして、図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされた箇所を上にして下に広げご覧ください。図面中央の赤い線で囲われている範囲が申請地でございます。申請地の周囲は、北に水路と住宅、西は用悪水路と公衆用道路、南は用悪水路、東は農地でございまして。

1 枚おめくりいただきまして、5 枚目は土地利用計画図でございまして、図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされた箇所を左にして広げご覧ください。申請地の北側を露天資材置き場、南側を露天駐車場として使用する計画でございまして、造成につきましては、申請地全体が隣接する道路より低いため、全体に 1 メートルの砕石を敷く計画とのこととございまして。また、建物を建築する計画がないため排水路はなく、雨水の排水につきましては砕石敷きのため敷地全体での自然浸透となります。なお、雨水処理及び残土の手続きを含めた開発指導課の事前協議につきましては、7 月 5 日に締結しております。

安全対策として周囲を約 1.2 メートルのメッシュフェンスで囲い、出入り口につきましては間口 4 メートルで西側に 2 カ所出入り口を設ける計画です。なお、外灯の設置の計画はないと伺っております。

1 枚おめくりいただきまして、6 枚目が造成計画平面図でございまして、赤く塗られた箇所が盛り土をする区域を示しております。

1 枚おめくりいただきまして、7 枚目、8 枚目が造成計画の断面図でございまして、記載のとおり、砕石 30 センチごとに転圧をする計画となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。これから調査報告があるわけですが、今日は、石井班長さんには 5 件の調査報告をしていただきますので、長いけれども、よろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、このナンバー 1 からナンバー 3 についての調査報告を石井班長さんよりお願いいたします。

○19 番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2、3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 申請地は隣接する道路より低いため、砕石を入れてならず計画のようですが、面積もあるため、大量の砕石が必要になると思います。そのため、ダンプが何回も出入りすることが予想されますが、申請地付近は交通量も多く、また近くに学校もあるため通学路になっている道もあると思います。搬入路としてどちらを計画をしていますか。

回答 県道は交通量が多く危険を伴うため、西側にある既存の出入り口を使用します。道路使用許可をとり、誘導員を配置して安全確保を徹底して行います。また、入る砕石については残土条例に従い指定されたものを使用します。

質問2 排水計画はどのようになっていますか。また、東側の農地や隣接する水路、砕石が流れ落ちないようにしてください。

回答 雨水の対策として砕石敷きを選択しました。開発指導課の事前協議の際に提出した流量計算においても問題ないと回答をいただいております。周囲の土地との境界の施工については、緩やかな法面をつくるように転圧をかけ、隣地へ砕石が流れ出さないようにします。

質問3 車を置く計画となっていますが、どのような車両を何台くらい置くのですか。また車両からの油の流出がないよう十分に注意してください。

回答 部品取り用の車両を置く予定です。多いときでも、普通車で20台、トラックで10台程度を想定しています。また、長い間、同一の車両を置いたままにするのではなく、短い期間で入れかわる予定です。

質問4 繰り返しになりますが、周囲の水路は長野堰という重要な農業用水です。大雨が降った際、車両から油が流れ出て、周辺の農地に影響が出てしまうようなことがないようお願いします。

回答 はい。わかりました。

質問5 資材置き場にはどのようなものを保管するのですか。

回答 市街化調整区域なので、倉庫のような建物はつくれません。また、コンテナを置くことも認められていません。そのため、部品については車両の中に保管することになると思います。そのほか、野ざらしでも大丈夫な資材を置くことを計画しております。

質問6 譲受法人は、市内にも複数の事業所があると思いますが、共通の資材置き場としてこの場所を使用するのですか。また、約5,000平米もある規模の資材置き場が必要なのですか。

回答 具体的にどこまでの事業所が使用するかは把握していませんが、会社として使用すると聞いています。

また、さまざまな車種を扱っていることや、今後の需要を見込んで、ある程度まとまった広い資材置き場が必要になり、今回の規模での申請となりました。

質問7 契約が賃貸借となっていますが、契約期間が満了したとき、再度農地に戻す予定はありますか。

回答 農地に戻す予定はありません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 第1班の調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等お受けいたします。この案件は、車から油が漏れて、田んぼの水路のほうへ行くと、それが一番心配だということていろいろ聞き取りをしたわけです。賃貸というのは20年ですね。

皆さんから何かございますでしょうか。

なければ、まず初めに、農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取してよいか、皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することいたします。

続きまして、ナンバー4及びナンバー5に、これも関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー4並びにナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約の内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。原野1,179平米、山林1,133平米、墓地111平米と一体利用の計画でございます。次のナンバー5が関連案件でございます。

5番 契約の内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。施設の概要以降は前のナンバー4と同様でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー4、5審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は図面中央、丸印で囲われた箇所でございます。岩平小学校から西に約1,800メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図となります。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされた箇所を左にして広げてご覧ください。申請地は、図面中央太枠で囲まれた箇所となります。申請地の周辺は、南側に公衆用道路を挟んで一部農地がありますが、周囲は山林に囲まれた土地となり、また申請地自体も小高い丘のような形状であることから、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。公図上、周囲に登録地目が畑のものが何筆かございますが、南の一部の農地を除き、不耕作か山林の状態となっております。また、申請地内に墓地の表記がございますが、申請人の現地調査で

は墓地の確認はできませんでしたが、墓地の部分に該当する土地には太陽光パネルの設置は行わないとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして4枚目をご覧ください。4枚目は土地利用計画図でございます。造成は一部切り土、盛り土により整地し、全体的に斜面を使って太陽光パネルを設置する計画となっております。パネルの枚数は4,120枚、契約発電量は1,112キロワットでございます。雨水処理につきましては、基本は自然浸透となりますが、オーバーフロー分の対策として図面に記載のとおり、申請地の南と北にU字溝を敷設しまして集水し、既存の水路に放流する計画となっております。なお、開発指導課の事前協議につきましては、7月4日に締結しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は造成計画図でございます、赤く色づけされた箇所が盛り土、黄色く色づけされた箇所が切り土を示す区域を示しております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目から8枚目までが造成計画の断面図でございます。盛り土、切り土の箇所の図面は7枚目になりまして、最大盛り土高は3.4メートル、最大切り土高は2.3メートルになります。また、安全対策として申請地の境に高さ1.5メートルのフェンスを設置する計画です。

最後のページが架台の立面図でございます。パネルの高さは低いところで0.9メートル、高いところで1.6メートルとなっております、基礎はなくスクリー式の差し込みタイプとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは石井班長さん、ナンバー4とナンバー5の説明をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー4、5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と設計コンサルタントの2名の出席でした。

質問1 申請地は小高い丘のような形状の土地になります。豪雨の際、土砂等の流出対策について説明してください。

回答 土地の形状から雨水は分散して流れるため、流れる方向を申請地の南側と北側に設定して処理する計画です。申請地内の南側と北側のそれぞれ低い位置に敷設するU字溝で集水し、既存の東側道路側溝に放流いたします。また、土砂の流出対策として法面になる箇所は、安定勾配に造成後、芝を植える計画です。

質問2 現地を確認した際、申請地周囲の道路は狭く、工事車両が入るようなところは確認できませんでしたが、どこから車両を入れるのですか。

回答 北側の区域については、既存の北側に通じる細い道路から入ります。現地は山林化しているような土地になりますので、伐採から行い、その状況を見ながら南側の赤道を整備し、重機を入れる計画でいます。一度、重機を入れることができれば、切り土

や盛り土が可能になると考えています。

質問3 申請地東側の開発区域となっていない土地に大き目の木がありましたが、そちらの伐採など隣接する区域外の整備はするのですか。

回答 申請地外の整備を行う計画はありません。

質問4 今回のような傾斜のある土地に太陽光施設を設置する場合、貯水池をつくって雨水対策をするケースもありますが、貯水池を設置することは検討しなかったのですか。

回答 開発指導課との協議の中では、図面にあるU字溝の処理で問題ないと回答をいただいているのですが、さらに余水吐きを数カ所つくり、一度に排水しないようにする計画でいます。

質問5 高崎市ではほかに大規模な太陽光発電所を運営しているのですか。

回答 高崎市では、この規模の発電所の設置は初めてになります。栃木県佐野市に支社があり、北関東での拠点としています。また、各発電所の管理や除草については支社で行う予定です。

質問6 図面には、申請地内に墓地と表記された土地がありますが、現地には墓地があるのですか。

回答 登記の地目では墓地とありますが、現地を調査した際には墓石などは確認できていません。また、該当する土地にはパネルの設置はしない計画です。

質問7 申請地の中ほどに事業地から外れている土地がありますが、何か理由があるのですか。

回答 農振除外を申請した際に、相続の関係で話が進まなかったため、やむ得ず事業地から外すことになりました。

質問8 地元の区長さんや近隣の住民への説明はしているのですか。

回答 開発指導課からの指導で地元の区長への挨拶をした後に、地域住民の方を対象として説明会を2回開催いたしました。

質問9 施工の際は、雨水対策施設から先に整備していただき、土砂等が流出しないようにお願いします。また、トラブルが発生した際には迅速な対応をお願いいたします。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長に、ナンバー4、5の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんよりご質問等お受けいたします。

この場所は、クゾフジでかなり荒れているのだけれども、このクゾフジ、きれいにしたり、木々を伐採したりして大雨が降ったときに、砂と土砂と流れ出なければいいのだけれども。それだけ心配なのですけれども。

○1番清水委員 済みません、1番、清水ですけれども。

- 会長 はい。
- 1番清水委員 この現地調査をした際に墓石は見られませんということではございましたけれども、該当するところにはパネルは設置しないということでもありますけれども、このパネルの配置図を見ますと、これは書いてあるけれども、このところはどういうふうになっていますか。
- 事務局 済みません、図面がちょっと紛らわしくて申しわけないのですが、筆が、確かに墓地が2つありまして、真ん中辺の四角い土地と、あとは少し左の下の地番があるのですが、ここは登記の地目が2つ一筆の地番に持っていて、畑と墓地という形になっています。こちらが一つの筆の中に地目が2つあるだけであって、ちょっとこの面積については申請者は畑と認識しております。もう一筆、こちらはもう純粹な墓地という表記でございまして、こちらのほうだけパネルは設置しないという形になりますので、ちょっと紛らわしくて申しわけないのですが。
- 1番清水委員 だから、墓地というのを削除してもよかったのですね。
- 事務局 そうなのです。だけれども、古い登記のほうに……。本来ちょっと登記の土地に関しては一つの地目しかないのですが、まれにこういった登記が中にはございますので、そのちょっと名残であると思います。
- 1番清水委員 はい。わかりました。
- 会長 いいですか。
- ほかにございますでしょうか。
- なければ、このナンバー4、ナンバー5ですが、基準、3,000平米以上の土地ですので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにします。
- 意見聴取してもよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。
- 続いて、今のは南部地区、今度は北部地区の議案、3件あります。
- それでは、続きまして、事務局、ナンバー6の説明をお願いします。
- 事務局
- 6番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅5棟の申請でござい
ます。
- それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー6審議資料をご覧ください。
- 1枚目、表紙が位置図でございまして。申請地は、図面中央の赤丸の中心にある赤色で塗り潰されている箇所でございます。箕郷総合運動公園、さわやか交流館から南西に約1キロメートルの場所に位置しております。
- 1枚おめくりください。2枚目が案内図でございまして。申請地は、図面の右側の赤色で着色されている箇所でございます。申請地周辺の現況につきましては、農振農用地と

宅地等の非農地が混在しているような地域でありまして、今回の申請地につきましては、平成31年4月に農振除外が認められた除外地でございます。なお、農地種別区分につきましては、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の小集団の農地であるため、第2種農地であると考えております。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。図面中央の赤色で縁取りされている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東と西が用悪水路、南が田、北が公道にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。横向きに見開いてご覧ください。建売分譲住宅を5棟建築する計画でございます。全ての区画が北側の市道を接道とします。給水につきましては、東側の市道の給水本管を北側の市道に延伸して各区画に引き込む計画でございます。排水につきましては、雑排水は各区画の浄化槽で処理後、北側市道に新設する排水路に放流する計画です。雨水につきましては、敷地内のますで集水したものを北側市道の排水路に放流します。北側市道の新設排水路は、東側の既存の排水路に接続する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が造成計画平面図でございます。申請地全体を平均して80センチ程度盛り土する計画でございます。申請地の外周である東、南、西側の境界については、L型の擁壁を用いて土どめしまして、各区画の間仕切りもL型の擁壁により行います。

1枚おめくりいただきまして、6枚目から8枚目までが造成計画の横断面図でございます。先ほどの造成計画の平面図とあわせて参考までにご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、9枚目が建物立面図、さらにもう一枚おめくりいただきまして、10枚目が建物の平面図でございます。今回は、同じ間取りの住宅を5棟建築する計画でございます。9枚目、10枚目をあわせてご参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、続いて、班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、申請地は北側の道路より低い土地でした。盛り土はどのくらいする計画なのですか。また、入れる土の量も多いと思いますが、残土の手続はどのようなものになりますか。

回答 平均して約80センチメートルの盛り土をする計画です。入れる残土については、開発指導課に事前に相談しており、事前協議の締結後に、無秩序な土砂等の堆積でない

旨の届出書を提出する予定です。

質問2 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 各区画の浄化槽で処理後、申請地北側の市道に新設する排水路に放流し、東側にある既存の用悪水路に接続する計画です。

質問3 申請地南側に隣接する農地の所有者には、今回の事業計画の説明をしていますか。また、農作業における消毒散布やトラクターの音などで申請地に引っ越ししてくる方々と農業者との間でトラブルとならないよう事前の説明をお願いします。

回答 農地の所有者には開発の事業計画を説明し、同意書をいただいています。また、宅地の購入者には事前の説明をいたします。

質問4 各区画の建物の配置から車を駐車する際、浄化槽の上を車が通過することになると思われますが、問題はありませんか。

回答 浄化槽上部にはコンクリート舗装をする計画になっていますので、車が上を通過しても影響が出ないような設計になっています。

質問5 施工の際は、道路や隣接地に土砂等が流出しないように十分に気をつけてください。また、今回は建売分譲の申請ですので、土地分譲のようなことにならないように注意してください。

回答 はい。承知しています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 班長の報告が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんよりご質問等をお受けいたします。

ないですか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー7に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 契約内容は売買、申請地を買い受けて認定こども園を建築したいという認定こども園の申請でございます。なお、本案件は先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請の関連案件でございます。

本申請の譲受法人は、高崎市片岡地区で認定こども園を運営している社会福祉法人でございます。高崎市が群馬地域に保育所を新設するために事業者を公募したところ、今回の譲受法人が選定されたため、農地転用の許可申請が提出された次第でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー7審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。申請地は図面中央の申請地と記載があり、着色された箇所でございます。高崎市立群馬中央中学校から東に220メートルの場所に位

置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の上のほうの赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺には西側に中学校と私立の高等学校があり、東側は主要地方道高崎渋川バイパスが通っております。農地種別につきましては、教育施設や集落、幹線道路に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。なお、周辺農地の多くは農振農用地の青地の農地でございます、今回の申請地の一部につきましても、平成31年4月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの方でございます。図面中央の赤い線で囲われている範囲が申請地でございます。隣接地の地目が記載されておらず、申し訳ございませんが、隣接する土地の地目につきましては、東が宅地、雑種地、転用済みの畑、西と南が畑と公道、北が公道と雑種地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。横向きに見開いてご覧いただければと思います。申請地の東側の地盤の高さを基準に盛り土をしまして、認定こども園の園舎を1棟建築する計画でございます。申請地内西側に園舎を配置し、東側に駐車場を配置しまして、園舎と駐車場の間を園庭として利用する計画でございます。申請地の外周にはL型擁壁、コンクリート擁壁、メッシュフェンスを設置して隣接農地の保全に努める計画でございます。排水計画につきましては、雑排水は浄化槽で処理後、北側市道の側溝に排出いたします。雨水は、敷地内での浸透処理を基本としますが、オーバーフロー分は西側の市道と南側の市道の側溝にそれぞれ放流する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が建物平面図でございます。

さらにもう一枚おめくりいただきまして、最後のページは建物の立面図でございます。

5枚目、6枚目もあわせてご参考にご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、続いて、調査班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー7について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の理事長と代理人の行政書士、土地家屋調査士、設計士の計4名の出席でした。

質問1 現在、片岡地区で認定こども園を運営しているようですが、認定こども園とはどのような施設ですか。

回答 保育と教育を一体的に行う施設です。保育園と幼稚園の両方のよさをあわせ持ち、働きながら育児をする方や休職中でも子供を預けたい方など、さまざまなニーズに対応することができる施設です。

質問2 入園は何歳児から受け入れていますか。また、今回申請の施設の定員は何名ですか。

回答 生後2カ月のお子さんから受け入れています。定員は125名です。内訳としては、保育園部門で110名、幼稚園部門で15名です。また、職員数は40人で対応することになると考えています。

質問3 申請地には隣接する農地があります。農地の所有者には事前に説明をしていますか。

回答 隣接する農地の所有者からは同意書をいただいています。また、地域説明会を3回開催いたしました。その際、反対する意見は出ませんでした。なお、地域の意見の取りまとめには地元の区長さんに大変ご協力いただきました。

質問4 実際に開園すると、園児の声がうるさいとか、苦情が出ることもあるかもしれません。その際は、しっかりと対応してください。

回答 はい。わかりました。

質問5 園児の送迎の際、路上駐車することのないようにしてください。

回答 駐車台数は余裕を持った計画をしていますが、保護者への周知徹底もいたします。

質問6 工事の際、多くの車両が出入りすると思います。農耕車や近隣住民への配慮をお願いします。また、近くに高校もあるので、くれぐれも事故が起きないように注意してください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、審議に入り、皆さんよりご質問等お受けいたします。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになりますけれども、意見聴取してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

それでは、最後にナンバー8です。

それでは、事務局、ナンバー8の説明をお願いします。

○事務局

8番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和元年8月22日から令和

11年8月21日までの10年間でございます。なお、本案件は先にご審議いただきました議案書6ページ議案第2号ナンバー3の計画変更申請の関連案件でございます。

本案件は営農型発電の更新の案件でございます。更新に合わせて栽培作物をトマトからオクラとナスに変更したいとのことでございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー8審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。群馬県立二葉高等特別支援学校から南西に約400メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の青く着色されている箇所が申請地でございます。申請地ではハウスでの野菜栽培が行われており、ハウスの上に太陽光パネルが設置されております。申請地周辺の状況は、申請法人が積極的に農地を集約、集積している拠点とも言える地域でございます。一団の農振地域でございます。

1枚おめくりください。こちら3枚目から、続いて6枚目までが公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。複数枚にわたっており見づらいため、公図は参考程度にご覧いただければと思います。申請地に隣接する土地の地目につきましては、田畑、公道、水路でございます。

3枚目から6枚目までの公図の写し4枚をめくっていただきますと、7枚目が土地の利用計画図でございます。こちら7枚目の土地利用計画図を横に開いてご覧いただければと思います。こちら、シェアリングの更新の申請でございますので、現地には本図面のおり太陽光パネルが設置されております。当初計画より多くの太陽光パネルと架台支柱が使用されているため、計画変更申請が同時提出されております。

1枚おめくりください。8枚目が作物配置図でございます。当初許可時はトマトを全面に栽培する計画でございましたが、今回申請法人の商品部門からの要望によりオクラとナスに作物変更をいたします。西側の北側でオクラ、南側でナスを栽培する計画でございます。東側の北側でオクラを栽培しまして、南側でナスを栽培するような配置となっております。なお、東側に記載のあるトマトハウスとイチゴハウスにつきましては、シェアリングではなくて普通のハウスでございます。

1枚おめくりください。9枚目が太陽光パネルの立面図でございます。こちら参考にご覧いただければと思います。

もう一枚おめくりいただきまして、10枚目からは営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下でオクラとナスを栽培する計画でございます。こちらは、まずオクラの営農計画でございます。営農型発電設備の下部の農地面積は4,599平米でございます。こちらでオクラを栽培する計画でございます。営農者は認定農業者であり、10年間の一時転用許可を望む申請でございます。

1枚おめくりください。10年間の一時転用許可中は一貫してオクラを栽培する計画で

ございます。

もう一枚おめくりください。次に、営農に必要な農作業の期間につきましては、4月に播種、5月に定植、6月末から10月ごろまで収穫を行い、11月と12月にハウス内の後片づけを行い、1月と2月に次期の栽培の準備をする計画でございまして、2年目以降から10年目までは同じ計画となっております。

1枚おめくりください。次に、利用する農業機械につきましては、こちらハウス内での作業となるため、基本的に手作業になることから空欄となっております。農作業に従事する者の農作業経験等の状況につきましては、農作業歴10年、作付するオクラの経験も10年でございます。生育に適した日照量の確保につきましては、シースルーのセルパネルを使用し、白色の防草シートを使用することにより十分な照度を確保できるため、パネル下での栽培も可能であるとのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.7メートル、間隔、3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、次に下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たりで2,200キログラムとなることに対し、単収見込みを1,760キログラムと見込んでおりまして、許可要件である8割を超える見込みとのことでございます。地域の平均的な単収の根拠は、ぐんまアグリネットでございます。

1枚おめくりください。そうしますと、今度はナスの営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積は6,068平米でございます。

1枚おめくりください。10年間の一時転用許可中につきましては、こちらは一貫してナスを栽培する計画でございます。

もう一枚おめくりください。次に、営農に必要な農作業の期間についてでございますが、4月に仕入れたナスの苗を定植し、6月から10月ごろまで収穫いたしまして、11月と12月にハウス内の後片づけを行い、1月と2月に次期の栽培の準備をする10年間の計画でございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械につきましては、先ほどのオクラと同様に手作業になることから空欄となっております。農作業に従事する者の農作業経験等につきましては、先ほどのオクラと同様になりますが、農作業歴10年、作付するナスの経験も10年でございます。生育に適した日照量の確保についてと、効率的な農作業の実施につきましては、先ほどのオクラの計画と同一であるため、読み上げを省略させていただきます。

1枚おめくりください。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たりで4,390キログラムとなることに対し、単収見込みは3,512キログラムでございまして、許可要件である8割を超える見込みとのことでございます。地域の平均的な単収の根拠は、平成

29年度の都道府県別の統計資料から引用したとのことでございます。

1枚おめくりください。次のページからは現地の写真となっております。既にオクラとナスを現地で栽培開始しております、こちらオクラの写真でございます。撮影日は記載のとおりでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、最後のページは、今度はナスの現地写真でございます。こちらの現地写真を参考にご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー8について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新に合わせて栽培作物をトマトからオクラとナスに変更しますが、今後の10年間は同じ作物を栽培するのですか。

回答 現時点では同じ作物をつくり続ける計画ですが、商品部門からの要望があれば、その時々でより需要のある作物に変更する可能性もあります。

質問2 当初は、トマトを隔離栽培という方法で栽培していたようですが、オクラとナスの栽培方法はどのようなものになりますか。

回答 トマトのときと同様にハウスの隔離栽培です。

質問3 隔離栽培で使用する土は、1作ごとに入れかえるのですか。また、土壌消毒は行いますか。

回答 今の土を使用してから年数が余りたっていないため、入れかえも土壌消毒も行っていません。ただし、今後の作物の生育状況により必要に応じて行います。

質問4 現地を確認したところ、オクラとナスは既に収穫しているようですが、品質はどうですか。また、収量はどうですか。

回答 品質は、通常に栽培したものと比較しても遜色ないと思います。収量については、曇天が続いたため今のところ少な目ですが、梅雨明けしたので今後は増えていくと見込んでいます。

質問5 ナスとオクラの品種は何ですか。

回答 ナスは、「あのみり」と「クロノス」の2品種です。オクラは「ベニー」、「ヘルシエ」、「アーリーファイブ」と「グリーンソード」の4品種です。

質問6 ナスは何月まで収穫する計画ですか。

回答 計画では10月末までとじていますが、ハウスで霜の影響もないため低温に耐えられる限りは収穫していきます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ナンバー8、ないですか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、許可相当として皆さんにお伺いたしますけれども、よろしいですね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

あとは一括審議ですので、ここでちょっと一旦休憩を入れます。10分。

3時10分ごろになったら始めますので、ここでちょっと小休止入れます。

休んでください。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

これから一括審議に移りますけれども、南部と北部を分けてやりましょう。そうでないと件数多過ぎますから。

それでは、まず初めに、ナンバー9からナンバー39までが南部の案件です。それと、ナンバー40からナンバー72までが北部地区の案件になっておりますので、2回に分けて審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー9からナンバー39まで説明をお願いします。

○事務局

9番 契約内容は賃貸借、利用者増加に伴い送迎用の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、次のナンバー10が関連案件でございます。

10番 契約内容は賃貸借、利用者増加に伴い送迎用の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、前のナンバー9が関連案件でございます。

11番 契約内容は売買、設備業を営んでおり事業所に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地17.77平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を

妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 14番につきまして、一部訂正をお願いします。一番右の施設の概要欄でございますが、一般住宅とございますが、こちらを分家住宅に変更をお願いします。こちら確認しましたところ、入り口が4メートルに満たないということで分家住宅に変更の申請でございます。一般住宅を分家住宅に変更をお願いします。お手数おかけしまして、申しわけございません。

契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく祖父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが手狭なため母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、だるま製造業を営んでおり工場に近接する申請地を買い受けて作業場として利用したいという露天作業場の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は贈与、母の介護のため実家近くの申請地を譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地 24.92 平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、自宅の駐車スペースがないため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、乳腺専門の診療所を開業したく申請地を買い受けて診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、本家であり親戚の集まる機会も多いが、来客用駐車場がないため自宅に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地13平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地30.91平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地29.25平米と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、派出所住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、農地法関係許可取消願の関連でございます、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

続きまして、34番ですが、説明に入る前に議案書の訂正をお願いいたします。一番左の施設の概要欄、その中の一般住宅とございますが、そちらを分家住宅に変更をお願いいたします。こちら申請の後、開発指導課のほうに確認いたしましたら、接道がやはり4メートルないということから、分家住宅の申請に変更したいという申し出がございましたので、分家のほうに変更をお願いいたします。お手数おかけいたします。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地127.37平米と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく、妻の父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、入居の需要が見込まれる申請地を父から借り受けてアパートを建築したいという長屋建住宅の申請でございます、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

38番 契約内容は賃貸借、大規模太陽光発電所の建設に伴い送電用配管施設を設置するための工事用地として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます、こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が設けられております。令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間の計画でございます。また、次のナンバー39が関連案件でございます。

39番 契約内容は賃貸借、大規模太陽光発電所の送電用配管の点検施設を設置したく申請地を借り受けて使用したいという送電用配管点検施設の申請でございます。こちら、前のナンバー38が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は31件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー9からナンバー39までの南部地区の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等お受けします。これとってないですか。なければ、許可相当としてよいか皆さんにお伺いいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、これから北部地区の議案、ナンバー40からナンバー72までありますね、北部地区。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

40番 契約の内容は賃貸借、林業を営んでいるが資材置き場が不足しているため事業所に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

41番 契約の内容は売買、申請地を買い受けて農産物の荷さばき場を建築したいという荷さばき場の申請でございます。

42番は取り下げでお願いいたします。

43番 契約内容は使用貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したい。また、隣接する宅地に設置した太陽光発電設備が申請地に越境していることが判明したため是正したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、現在の資材置き場の一部が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

49番 契約内容は売買、貸露天駐車場及び貸露天資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという貸露天駐車場及

び貸露天資材置き場の申請でございます。

50 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51 番 契約内容は売買、所有する資材置き場の出入り口が狭く不便なため隣接する申請地を買い受けて一体で利用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、雑種地 1,226 平米と一体利用の計画でございます。

52 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53 番 契約内容は売買、現在は県外で借家住まいをしているが故郷に戻るため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54 番 契約内容は使用貸借、自宅の敷地と一体で使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地 200.00 平米と一体利用でございます。

55 番 契約内容は売買、自家用車の駐車スペースが不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び通路用地の申請でございます。なお、転用済みの畑 65 平米と一体利用の計画でございます。

56 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58 番 契約内容は賃貸借、事業拡大により駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

59 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60 番 契約内容は売買、所有する農地が道路に接していないため申請地を買い受けて進入路として使用したいという通路用地の申請でございます。

61 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62 番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。なお、宅地 249.83 平米と一体利用の計画でございます。

63 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地 189.35 平米と一体利用の計画でございます。

64 番 契約内容は賃貸借、埋蔵文化財試掘調査を実施するに当たり申請地を資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、こちらは一時転

用の申請でございまして、転用期間は令和元年8月22日から令和2年3月27日までの約7カ月間でございます。

65番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

66番 契約内容は売買、自宅近くの申請地を買い受けて老後に備えたバリアフリー住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。こちら関連案件といたしまして、議案書7ページ、議案第2号ナンバー4の計画変更申請が関連案件でございまして。

67番 契約内容は売買、ゴルフ場を運営しておりコースに補植する樹木の仮植地が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという仮植地の申請でございまして。

68番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが工場に入るための通路が狭いため申請地を買い受けて通路を拡張したいという通路用地の申請でございまして、転用済みの畑179平米と一体利用の計画でございまして。

69番 契約内容は使用貸借、申請地を義父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

70番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地296.49平米と一体利用の計画でございまして。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

71番 契約内容は売買、新設する店舗の駐車場として申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地379.94平米、山林426平米と一体利用の計画でございまして。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

72番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては、取り下げ1件を除く32件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局から、ナンバー40からナンバー72までの説明をしていただいたわけですが、この中で42番、取り下げと。申請者が取り下げたいということで、42番は取り下げということで、それを除き、これより審議に入ります。

皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

これとってなければ、この中にナンバー67番、3,639平米、これは3,000平米を超えているということで、農業委員会ネットワークに許可相当として意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取いたします。

そのほかに関しても、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございます、相続開始年月日は平成30年10月23日でございます。なお、7月25日に地元の青木委員さんと現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。

また、耕作に必要な機械等につきましても問題がありませんでした。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の案件につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 これから審議に入ります。

質疑をお受けいたしますけれども、この申請人は東京なのですけれども、この納税猶予を受けようとする農地、田で、稲をつくっているのですね。

○事務局 はい。

○会長 おふくろさんがこれをやっていて、それでこの本人がお休みのときに来て手伝うということだったっけね。

○事務局 はい。そうです。

○会長 そうだね。

○事務局 はい。

○会長 そういうことできちんと耕作していくということなのです。

異議ないでしょうか。証明してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地利用最適化推進委員の担任区域の兼任について。

農地利用最適化推進委員に1名欠員が生じたため、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第2条に規定される欠員者の担当する区域について、残任期間を兼任する農地利用最適化推進委員の選任を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地利用最適化推進委員の担任区域について。

議案書37ページをご覧くださいと存じます。兼任を求める地域は群馬、担当区域は国府、区域の範囲は後疋間町、北原町、塚田町、稲荷台町、西国分町、東国分町、引

間町、冷水町となっております。兼任する期間でございますが、本日、令和元年8月5日から令和2年7月19日までの間となります。なお、先日、群馬地域の国府区域の担当である蜂須賀推進委員が逝去されたということで、群馬地域の農業委員2名、農地利用最適化推進委員3名の計5名の皆様から国府区域を兼任していただく推進委員について話し合いが行われたとの連絡がございました。その結果、樋口幸男推進委員が適任であり、候補者としたいとの連絡がございました。そのことを受け、7月22日に運営委員会を開催いたしました。

運営委員会において審議した結果、群馬地域の農業委員、推進委員の5名の皆様からの推薦のとおり、樋口幸男推進委員が適任であるとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

また、兼任の期間につきましては、令和2年7月19日までの残任期間を兼任することとし、新たな推進委員の委嘱は行わないとして結論に至りましたので、あわせてご報告いたします。理由としましては、新たに推進委員の委嘱を行うに当たり、直ちに募集手続を行ったとしても、残任期間が約9カ月と短期間であること。また、他の群馬地域の経験豊富な推進委員2名が補完的な役割を果たすことを申し出ていただいていること。以上、2点であります。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございましたけれども、先日の事前協議でも、北部地区の事前協議において、そのような話をして、別に異論ございませんでした。そういうことで、今日は、総会の場で樋口委員を兼任者と決定するというので、皆さんにお伺いしたいわけですが、決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定いたします。今日は、本人はいませんけれども、報告させていただきます。

それでは、これより報告事項に移ります。

第1号から第5号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居。こちらの1件につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分は第1種低層住居、ほか35件、計36件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、計3件の農地法第18条

の通知を書類審査し、適法であったため受理をいたしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が18件、5条が51件でございます。こちらの案件につきまして、他法令の関係が確認がとれましたところから、令和元年7月22日付で許可書を交付しました。

以上でございます。

報告第5号 後継者対策協議会委員の委嘱について。

報告第5号 後継者対策協議会委員の委嘱について説明します。令和元年度高崎市農業後継者対策協議会委員一覧を記載させていただいております。高崎市農業後継者対策協議会委員につきましては、高崎市農業後継者対策協議会規程第3条に基づき、農業委員会会長が決定するとされていることから、例年に倣い取りまとめさせていただいたものでございます。所掌事務は、農業後継者対策事業に関し、農業委員会の諮問に応じて審議することで、委員の任期は1年となっております。

事務局からの報告は、以上でございます。

○会長 今、農業後継者対策協議会委員ということで、任期は1年ということで今説明がありましたけれども、このメンバーの方、こういう構成でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。事務局のほうは。

○事務局長 ないです。

○会長 そうすれば、まだこの後、公害対策委員会がありますので、この辺で一旦閉じます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第26回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時23分 閉会